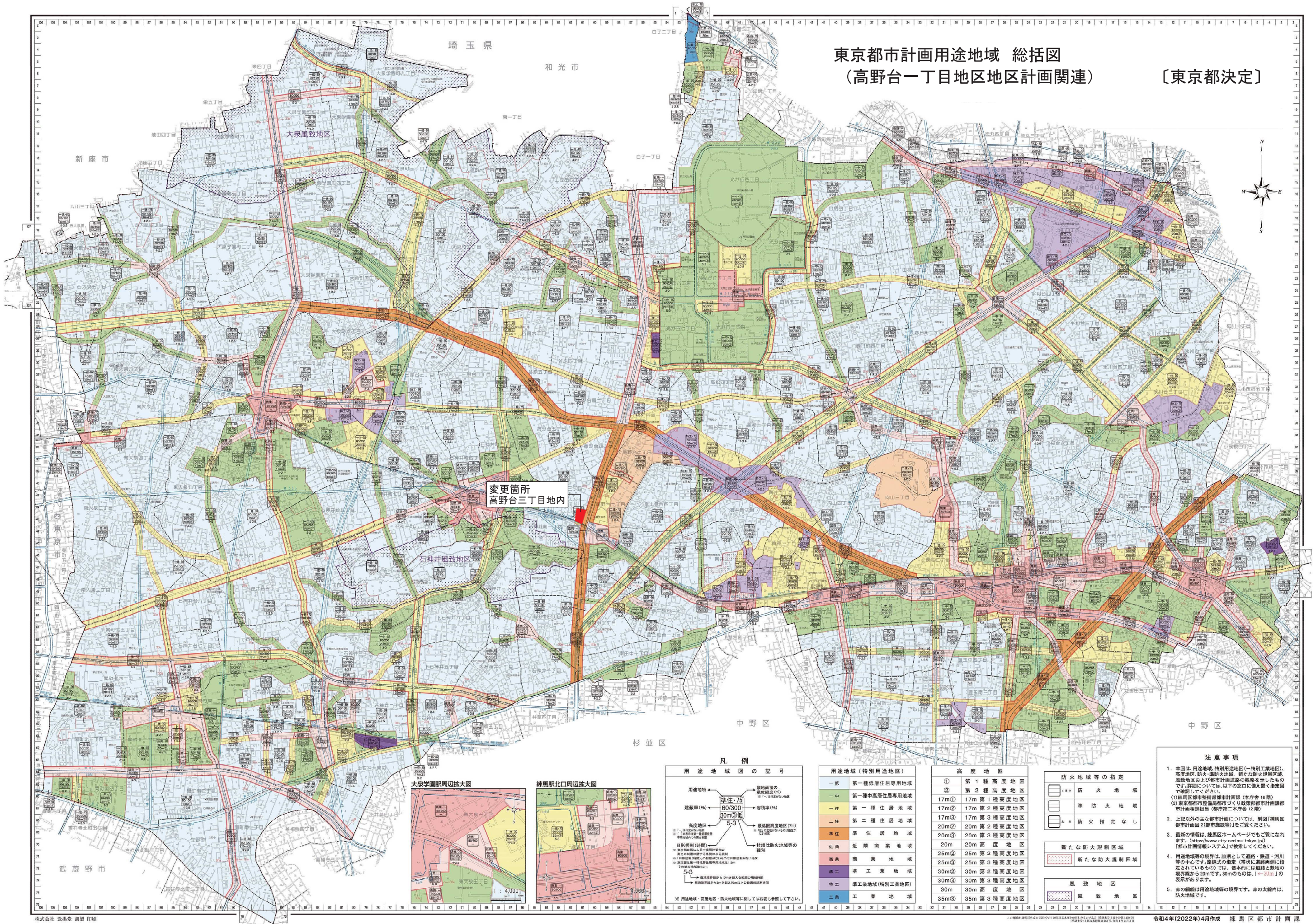
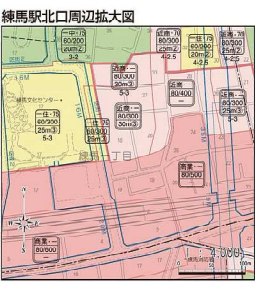


東京都市計画用途地域 総括図 (高野台一丁目地区地区計画関連)

〔東京都決定〕



変更箇所
高野台三丁目地内



凡例

用途地域 記号

用途地域 → 用途地域の記号
 建築率(%) → 率住/75
 60/300
 30m3)低
 5-3 → 最低層高度地区(7m)
 ※ 1-1は指定がない
 ※ 1-2は指定がない
 ※ 1-3は指定がない
 ※ 1-4は指定がない
 ※ 1-5は指定がない
 ※ 1-6は指定がない
 ※ 1-7は指定がない
 ※ 1-8は指定がない
 ※ 1-9は指定がない
 ※ 1-10は指定がない
 ※ 1-11は指定がない
 ※ 1-12は指定がない
 ※ 1-13は指定がない
 ※ 1-14は指定がない
 ※ 1-15は指定がない
 ※ 1-16は指定がない
 ※ 1-17は指定がない
 ※ 1-18は指定がない
 ※ 1-19は指定がない
 ※ 1-20は指定がない
 ※ 1-21は指定がない
 ※ 1-22は指定がない
 ※ 1-23は指定がない
 ※ 1-24は指定がない
 ※ 1-25は指定がない
 ※ 1-26は指定がない
 ※ 1-27は指定がない
 ※ 1-28は指定がない
 ※ 1-29は指定がない
 ※ 1-30は指定がない
 ※ 1-31は指定がない
 ※ 1-32は指定がない
 ※ 1-33は指定がない
 ※ 1-34は指定がない
 ※ 1-35は指定がない
 ※ 1-36は指定がない
 ※ 1-37は指定がない
 ※ 1-38は指定がない
 ※ 1-39は指定がない
 ※ 1-40は指定がない
 ※ 1-41は指定がない
 ※ 1-42は指定がない
 ※ 1-43は指定がない
 ※ 1-44は指定がない
 ※ 1-45は指定がない
 ※ 1-46は指定がない
 ※ 1-47は指定がない
 ※ 1-48は指定がない
 ※ 1-49は指定がない
 ※ 1-50は指定がない
 ※ 1-51は指定がない
 ※ 1-52は指定がない
 ※ 1-53は指定がない
 ※ 1-54は指定がない
 ※ 1-55は指定がない
 ※ 1-56は指定がない
 ※ 1-57は指定がない
 ※ 1-58は指定がない
 ※ 1-59は指定がない
 ※ 1-60は指定がない
 ※ 1-61は指定がない
 ※ 1-62は指定がない
 ※ 1-63は指定がない
 ※ 1-64は指定がない
 ※ 1-65は指定がない
 ※ 1-66は指定がない
 ※ 1-67は指定がない
 ※ 1-68は指定がない
 ※ 1-69は指定がない
 ※ 1-70は指定がない
 ※ 1-71は指定がない
 ※ 1-72は指定がない
 ※ 1-73は指定がない
 ※ 1-74は指定がない
 ※ 1-75は指定がない
 ※ 1-76は指定がない
 ※ 1-77は指定がない
 ※ 1-78は指定がない
 ※ 1-79は指定がない
 ※ 1-80は指定がない
 ※ 1-81は指定がない
 ※ 1-82は指定がない
 ※ 1-83は指定がない
 ※ 1-84は指定がない
 ※ 1-85は指定がない
 ※ 1-86は指定がない
 ※ 1-87は指定がない
 ※ 1-88は指定がない
 ※ 1-89は指定がない
 ※ 1-90は指定がない
 ※ 1-91は指定がない
 ※ 1-92は指定がない
 ※ 1-93は指定がない
 ※ 1-94は指定がない
 ※ 1-95は指定がない
 ※ 1-96は指定がない
 ※ 1-97は指定がない
 ※ 1-98は指定がない
 ※ 1-99は指定がない
 ※ 1-100は指定がない

用途地域 (特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一高	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
工業	工業地域

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m①	20m第1種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
25m①	25m第1種高度地区
25m②	25m第2種高度地区
30m①	30m第1種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
35m①	35m第1種高度地区
35m②	35m第2種高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定

***	防火地域
**	準防火地域
*	防火指定なし

新たな防火規制区域

[Red pattern]	新たな防火規制区域
---------------	-----------

風致地区

[Blue pattern]	風致地区
----------------	------

- 注意事項**
- 本図は、用途地域、特別用途地区(一特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の幅を示したものです。詳細については、以下の窓口へ照会いただく指定図を確認してください。
 (1)練馬区都市整備部都市計画課 (本庁舎16階)
 (2)東京都都市整備部都市計画課 (練馬区都市計画課都市計画相談窓口 (新庁舎2本庁舎12階))
 - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図②(都市施設等)」をご覧ください。
 - 最新の情報は、練馬区ホームページをご覧ください。
 (1)練馬区ホームページ (http://www.city.nerima.ln.jp)
 「都市計画情報システム」で検索してください。
 - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。階級式の指定(帯状に道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは、1←30m)の表示があります。
 - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線内は、防火地域です。